

業債第5号(例)
2026年4月1日

国債代理店引受金融機関本部
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

次の事由により、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

1. 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）が施行されたこと
2. 「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）が施行されたこと
3. 規程を整備すること

以上

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

○ 120（届出印廃止分）中「「国債規則等の一部を改正する省令」」を「国債規則等の一部を改正する省令」に改める。

○ 419-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①国債証券送付請求書の受理など

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号（介護保険法第201条の2第1項に規定する保険者番号をいう。以下同じ。）および被保険者番号（介護保険法第201条の2第1項に規定する被保険者番号をいう。以下同じ。）の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 419の2の表を次のとおり改める（全面改正）。

本人確認書類の種類・名称	本人確認書類の記録事項			
	書類番号 (注1)	発行番号等 (注2)	発行体の 名称 (注2)	発行年月日 (注2)
＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日
資格確認書（注3）	2	「番号不可」の文言		
介護保険の被保険者証	7			
健康保険日雇特例被保険者手帳	8			
国民年金手帳（注4）	12	番号が付番されている場合には、その番号		
児童扶養手当証書	13			
特別児童扶養手当受給証明書	14			
母子健康手帳	15			
身体障害者手帳	16			
精神障害者保健福祉手帳	17			
療育手帳	18			
戦傷病者手帳	19			
運転免許証	20			
運転経歴証明書	21			
在留カード	22			
特別永住者証明書	23			
外国人登録証明書	24			
旅券	25			
乗員手帳	26			
個人番号カード	28	「番号不可」の文言		
生活保護受給証明書	29			
裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等）	30	番号が付番されている場合には、その番号		
官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの	31			
＜法人＞				
印鑑登録証明書（当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	100	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日

			には、その名称	行年月日
--	--	--	---------	------

(注1) 書類番号に代え、本人確認書類の名称を記録しても差し支えない。

(注2) 発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

(注3) 国民健康保険法第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項（私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）または地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面をいう。

(注4) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

○ 419の3-2②を横線のとおり改める。

②氏名等届出書との照
合など

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたもの
を提出すること。

以下略（不変）

○ 421-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたもの
を提出すること。

以下略（不変）

○ 422-1-1①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）

略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

∫
略（不変）

請求の理由	必要書類	
	本人確認書類 ⇒ 略（不変）	戸籍謄（抄）本など
① 相続	○ 略（不変）	○ 略（不変） * 住民票（写）については、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番

		号部分を復元できない程度にマスキング (以下単に「マスキング」という。)すれば受け取ることは可能。 ∫ 略 (不変) ∫
② 改氏名 ∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫
③ 字体等訂正 ∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫	∫ 略 (不変) ∫

以下略 (不変)

○ 422-1-1②を横線のとおり改める。

②審査など

∫
 略 (不変)
 ∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 略 (不変)
- ・ 略 (不変)
- ・ 略 (不変)
- ・ 略 (不変)
- ・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

以下略 (不変)

○ 422-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）

略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 4 2 2 - 2 ② ② を横線のとおり改める。

② 新記名者が子のとき—民法第 8 8 7 条

∫
略 (不変)
∫

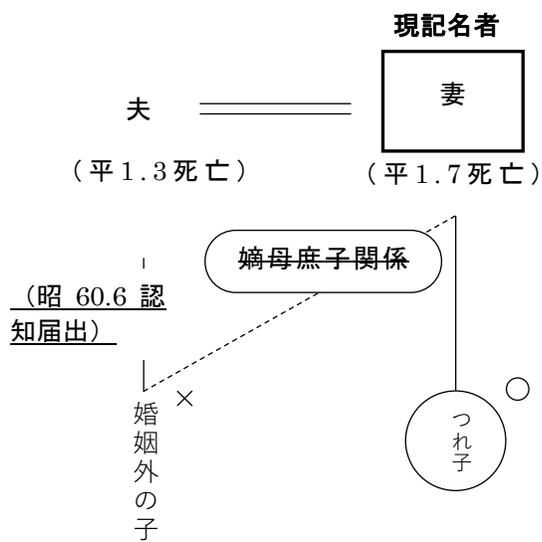
< 次の者は該当しない >

- 略 (不変)
- 略 (不変)
- 嫡母庶子関係の子配偶者が認知した婚姻外の子 (図 2 - 4)

∫
略 (不変)
∫

(図 2 - 4)

(図 2 - 3)



略 (不変)

例 略 (不変)

○ 422-2②④を横線のとおり改める。

④ 新記名者が父母のとき—民法第889条

∫
略（不変）
∫

<次の者は該当しない>

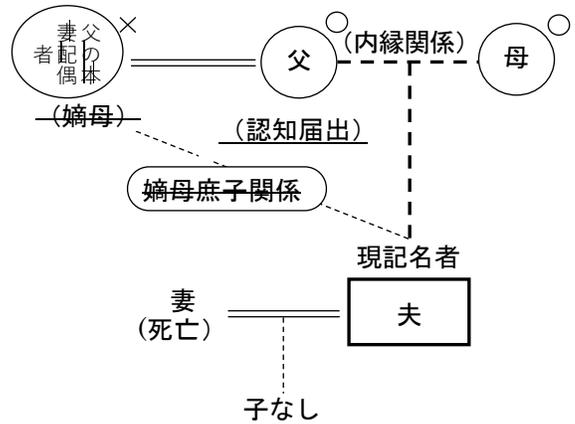
- 略（不変）
- 略（不変）
- 嫡母庶子関係の母現記名者が婚姻外の子のときの認知した父の配偶者（図4-2）

∫
略（不変）
∫

（図4-1）

略（不変）

（図4-2）



例 略（不変）

○ 422-2②⑨を横線のとおり改める。

⑨ 新記名者が未成年者のとき

○ 略（不変）

○ 親権は父母（養子のときは養父母）が共同して行う。~~（民法第818条）~~

● 略（不変）

○ 父母が離婚するときはその双方または一方を親権者と定める。ただし、一方を親権者と定めた場合において、その親権者が死亡したときは、他の一方の親権は復活しないので、未成年後見人が選任される。

○ 略（不変）

○ 離婚した父母の一方の再婚相手を養親とする養子縁組（いわゆるつれ子養子）のときは、その養親（再婚相手）とその配偶者である実親が親権者となり、離婚時に実親双方を親権者と定めていたとしても、他の一方の実親は親権を失う。

○ 継父母または嫡母庶子関係の母婚姻外の子を認知した父の配偶者は、親権者とならない。なお、父が認知した婚姻外の子（庶子）については対する親権は母が行うが、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り父が親権者となる父母の双方または父を親権者と定めることができる。

○ ~~父母が離婚するときはその一方を親権者と定めるが、その親権者が死亡したときは、他の一方の親権は復活しないので、未成年後見人が選任される。~~

○ 423-1-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたもの
を提出すること。

以下略（不変）

○ 423-3-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付・審査

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 424-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 425①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを
提出すること。

以下略（不変）

○ 425②を横線のとおり改める。

②審査

∫

略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに
掲げるとおり取扱う。

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 426-2①（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

略（不変）

* 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 426-2②を横線のとおり改める。

②審査

∫

略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

○ 427-1①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたもの
を提出すること。

以下略（不変）

○ 427-1②を横線のとおり改める。

②審査

∫

略（不変）

∫

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに
掲げるとおり取扱う。

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 427-2①（例示を除く。）を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 427の2-1①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 427の2-1②を横線のとおり改める。

②審査

§
略（不変）

§

* 当該本人確認書類が次に掲げるものである場合には、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

○ 427の2-2①を横線のとおり改める。

①受付

○ 略（不変）

⇒ 略（不変）

* 略（不変）

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングしたものを提出すること。

以下略（不変）

○ 428-3②を横線のとおり改める。

②印鑑票の作成など

∫
略（不変）

∫

* この場合、記名者に本人確認書類の写を作成する旨を伝えただけで、本人確認書類は写を1部作成して印鑑票の裏面にちょう付し、本人確認書類は記名者に返すとともに、当該本人確認書類が次に掲げるものであるときは、それぞれに掲げるとおり取扱う。

- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 略（不変）
- ・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

以下略（不変）

○ 631-1③を横線のとおり改める。

③記名国債証券印鑑票
との照合確認など

○ 略（不変）

○ 略（不変）

● 略（不変）

● 略（不変）

● 略（不変）

* 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 略（不変）

・ 介護保険の被保険者証

保険者番号および被保険者番号の部分をマスキングする。

以下略（不変）